

協定項目番号	23-4	合 併 協 定 項 目	各種事務事業(人権擁護関係)の取扱い	担 当 部 会 名	住民部会	担 当 分 科 会 名	人権分科会
調 整 方 針 (案)	1 人権擁護審議会並び「人権教育のための国連10年」行動計画等人権啓発活動事務については、合併時に再編統一する。						
事 務 事 業 名	観 音 寺 市		大 野 原 町		豊 浜 町		
人権啓発活動事務	1.【人権擁護審議会設置事業】 あらゆる差別をなくし、人権擁護を図るための重要事項を調査、審議する。 ア 審議会の開催 必要の都度開催 イ 組織構成…委員20人以内 次の者から市長が委嘱または任命 (1) 人権擁護に関し識見を有する者 (2) 市議会の議員 (3) 市の職員 ウ 任期…2年 < 観音寺市人権擁護に関する条例 > < 観音寺市人権擁護審議会に関する規則 > 2.【「人権教育のための国連10年」観音寺行動計画】 市民の人権意識の高揚を一層図り、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進し、人権尊重社会の実現に努める。 また、「観音寺市人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、全庁あげての取り組みを行っている。 ア 組織構成…26名 本部長 市長 副本部長 助役 収入役 教育長 本部員 各課かい長22名 (一部の者を除く。) < 観音寺市人権教育のための国連10年推進本部設置要綱 > 3.【同和対策本部】 同和対策を円滑かつ積極的に推進するための組織として設置。 ア 組織構成…25名 本部長 助役 副本部長 収入役 教育長 本部員 各課長22名 (一部の者を除く。) イ 所掌事務 ・同和対策の総合振興計画策定に関すること。 ・同和対策の総合調整に関すること。 ・その他同和対策の推進のための必要事項に関すること。 < 観音寺市同和対策本部設置要綱 > 4.【同和対策推進書の活用】 平成13～17年度にわたる第四次総合計画のうち同和対策、同和教育について現状を認識し、期間中に講ずべき項目を掲げたものである。この推進書にもとづき同和行政を推進している。		1.【人権擁護審議会設置事業】 あらゆる差別をなくし、人権擁護を図るための重要事項を調査、審議する。 ア 審議会の開催 必要の都度開催 イ 組織構成…委員10人以内 次の者から町長が委嘱または任命 (1) 部落差別及び人権擁護に関し識見を有する者 (2) 町議会の議員 (3) 町の職員 ウ 任期…2年 < 大野原町人権擁護に関する条例 > < 大野原町人権擁護審議会に関する規則 > 2.【「人権教育のための国連10年」大野原町行動計画】 町民の人権意識の高揚を一層図り、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進し、人権尊重社会の実現に努める。 また、「大野原町人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、全町あげての取り組みを行っている。 ア 組織構成…24名 本部長 町長 副本部長 参事 教育長 本部員 各課課長 団体長等 < 大野原町人権教育のための国連10年推進本部設置要綱 > 3.【同和対策本部】 同和対策を円滑かつ積極的に推進するための組織として設置。 ア 組織構成…11名 本部長 参事 副本部長 収入役・教育長 本部員 関係課課長等 イ 所掌事務 ・同和対策の総合振興計画策定に関すること。 ・同和対策の総合調整に関すること。 ・その他同和対策の推進のための必要事項に関すること。 4.【大野原町同和対策総合計画の活用】 「大野原町人権擁護に関する条例」を具体化するための基本計画である。		1.【人権擁護審議会設置事業】 あらゆる差別をなくし、人権擁護を図るための重要事項を調査、審議する。 ア 審議会の開催 必要の都度開催 イ 組織構成…委員10人以内 次の者から町長が委嘱 (1) 人権擁護に関し識見を有する者 (2) 町議会の議員 (3) 町の職員 ウ 任期…2年(再任は妨げない。) < 豊浜町人権擁護に関する条例 > < 豊浜町人権擁護審議会に関する規則 > 2.【「人権教育のための国連10年」豊浜町行動計画】 町民の人権意識の高揚を一層図り、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進し、人権尊重社会の実現に努める。 また、「豊浜町人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、全庁あげての取組みを行っている。 ア 組織構成…15名 本部長 町長 副本部長 助役 本部員 各課課長 団体長等 < 豊浜町人権教育のための国連10年推進本部設置要綱 >		

協定項目番号	23-4	合 併 協 定 項 目	各種事務事業(人権擁護関係)の取扱い	担 当 部 会 名	住民部会	担 当 分 科 会 名	人権分科会
調 整 方 針 (案)	1 人権擁護審議会並びに「人権教育のための国連10年」行動計画等人権啓発活動事務については、合併時に再編統一する。						
事 務 事 業 名	観 音 寺 市		大 野 原 町		豊 浜 町		
人権啓発活動事務	5.〔啓発事業の状況〕 同和問題に対する市民の理解、認識を深め同和問題の解決に向けて市民に対して啓発活動を続け差別、偏見のない人権尊重社会を創る。 また、各種団体、企業等への啓発活動なども行うとともに、市民の人権意識の高揚を図るためあらゆる機会を通して啓発活動を行う。 ・市民啓発 ・市広報紙 毎月1/2ページ 1.2月 1ページ 12月 4ページ ・人権講演会(12月) 参加者 約300人 ・リーフレット作成・配布 ・イベントを利用した啓発 銭形まつり 福祉まつり 人権コーナー設置 (人権に関するアンケート調査実施) 人権フェスタへの市民参加 ・CATVを活用した啓発 人権ビデオの上映 ・企業啓発 公正な採用選考を目的として啓発するとともに、企業内研修での人権啓発を促す。 ・人権啓発ビデオ一覧の配布(4月) ・人権啓発ビデオの貸し出し ・職員啓発 市民の先頭に立つべき職員の意識改革を図る。 ・各種研修会等への積極的参加 ・職員意識調査の実施 ・庁内LANを活用した人権啓発 ・人権ステッカーの掲示促進		5.〔啓発事業の状況〕 同和問題に対する町民の理解、認識を深め同和問題の解決に向けて町民に対して啓発活動を続け差別、偏見のない人権尊重社会を創る。 また、各種団体、企業等への啓発活動なども行うとともに、町民の人権意識の高揚を図るためあらゆる機会を通して啓発活動を行う。 ・町民啓発 ・町広報紙 8月 1/2ページ 12月 1/2ページ ・人権講演会(12月) 参加者 約100人 ・リーフレット作成・配布 ・人権啓発推進作品募集 (人権に関するアンケート調査実施) 人権フェスタへの町民参加 ・企業啓発 公正な採用選考を目的として啓発するとともに、企業内研修での人権啓発を促す。 ・職員啓発 町民の先頭に立つべき職員の意識改革を図る。 ・各種研修会等への積極的参加 ・庁内LANを活用した人権啓発 ・人権ステッカーの掲示促進		5.〔啓発事業の状況〕 町民の人権意識の普及、高揚を目的とし、あらゆる差別・偏見のない人権尊重社会を構築する。 町民啓発 町広報誌 毎月掲載 人権講演会 8月、12月に開催 参加者350人 標語入り啓発物品の配布 イベント時のアンケート調査 人権フェスタへの参加 企業啓発 公正な採用選考を目的として啓発するとともに、講演会などへの積極参加を呼びかける。 ・職員啓発 町民の先頭に立つべき職員の意識改革を図る。 ・各種研修会等への積極的参加 ・庁内LANを活用した人権啓発 ・人権ステッカーの掲示促進		

協定項目番号	23-4	合併協定項目	各種事務事業(人権擁護関係)の取扱い	担当部会名	住民部会	担当分科会名	人権分科会																			
調整方針(案)	2 隣保館の運営については、国の運営要綱を踏まえ、現行のとおり新市に引き継ぐ。																									
事務事業名	観音寺市		大野原町		豊浜町																					
隣保館運営事業	隣保館運営事業 地域住民の交流及び啓発の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、地域住民相互の理解と信頼のもと生活上の相談事業をはじめ、地域のニーズにあった社会福祉・保健衛生等に関する事業を総合的に行い、地域住民と周辺住民が交流することで、相互理解と信頼関係を得ることにより、同和問題に対する理解を深め、同和問題の早期解決に資する。 すべての隣保館活動が啓発の機会とし、市内全域に対する人権・同和問題解決のための拠点として事業を実施する。 1. 隣保館の概要 <table><tr><td>名称</td><td>観音寺市ふれあい文化センター</td></tr><tr><td>面積</td><td>270㎡</td></tr><tr><td>所在</td><td>観音寺市坂本町七丁目14番77号</td></tr><tr><td>利用対象地域</td><td>明星町外2町</td></tr><tr><td>職員</td><td>(嘱託)館長、指導職員 各1名</td></tr><tr><td rowspan="2">報酬</td><td>館長 181,100円</td></tr><tr><td>指導職員 156,100円</td></tr><tr><td>年休</td><td>年間20日(繰越20日)</td></tr><tr><td>開館時間</td><td>8:30～17:00</td></tr><tr><td>閉館日</td><td>土、日、祝祭日・年末年始計6日間</td></tr></table> 2. 活動及び利用状況 ア 地域福祉事業 ・デイサービス事業 機能回復訓練用具設置 (利用者数・・・約延10,000人) ・ふれあい給食(無料) 毎月1回実施 対象者・・・65歳以上の高齢者 ボランティアによる調理 イ 啓発及び広報活動事業 ・「センターだより」の発行(毎月) ・横断幕掲示 同和問題啓発強調月間 人権週間 ・人権啓発ビデオ貸し出し ・館内での人権啓発ビデオ上映 ・啓発ポスターパネル展 市庁舎ホール ・啓発ポスター移動展示 市内各公民館 ニュー伊吹船内(伊吹航路) ・人権啓発カレンダー作成及び配布 人権ポスター優秀作品入り 市内小・中学生 来館者及び講演会参加者		名称	観音寺市ふれあい文化センター	面積	270㎡	所在	観音寺市坂本町七丁目14番77号	利用対象地域	明星町外2町	職員	(嘱託)館長、指導職員 各1名	報酬	館長 181,100円	指導職員 156,100円	年休	年間20日(繰越20日)	開館時間	8:30～17:00	閉館日	土、日、祝祭日・年末年始計6日間	_____		_____		
名称	観音寺市ふれあい文化センター																									
面積	270㎡																									
所在	観音寺市坂本町七丁目14番77号																									
利用対象地域	明星町外2町																									
職員	(嘱託)館長、指導職員 各1名																									
報酬	館長 181,100円																									
	指導職員 156,100円																									
年休	年間20日(繰越20日)																									
開館時間	8:30～17:00																									
閉館日	土、日、祝祭日・年末年始計6日間																									

協定項目番号	23-4	合 併 協 定 項 目	各種事務事業(人権擁護関係)の取扱い	担 当 部 会 名	住民部会	担 当 分 科 会 名	人権分科会
調 整 方 針 (案)	2 隣保館の運営については、国の運営要綱を踏まえ、現行のとおり新市に引き継ぐ。						
事 務 事 業 名	観 音 寺 市		大 野 原 町		豊 浜 町		
隣保館運営事業	・「ふれあい人権の集い」(講演会) 年2回開催(8月・2月) ウ 地域交流活動事業 各講座をととして地域住民と周辺地域住民が交流を図り、理解を深めることを目的とする。 また、同時に教養を高め地域住民の生活向上を図る。 ・教養文化講座(7講座) 料理 生花 茶道 編物 絵画 ちぎり絵 健康体操教室 各講座の開講期間・回数は異なる。 ・作品展(年1回 土日を含む3日間) 受講者の作品を展示 ・子どもの活動 体験活動、子ども料理教室等 エ 相談事業 地域住民に対し生活上の相談に応じ、自立支援のための適切な助言・指導を行う。 相談対応者・・・館長及び指導職員 オ その他の利用状況 人権・同和問題に関する会議等に関り使用許可 3. 隣保館運営審議会 ふれあい文化センターの運営に関する基本的事項について調査、審議する。 ア 組織構成 審議会委員は12名以内とし、次に掲げる者から市長が委嘱、又は任命する。 (1) 識見を有する者 (2) 行政機関 (3) 地域住民代表者 (4) 市職員 イ 任期・・・2年 ウ 審議会の開催 年度当初に開催し、その他必要に応じて開催 エ 委員報酬・・・1日につき7,100円 4. その他の事業 館職員研修会への参加 (隣保館協議会研修会等) 館維持のための予算の執行 (燃料、光熱水費、電話料等)		_____		_____		

協定項目番号	23-4	合 併 協 定 項 目	各種事務事業(人権擁護関係)の取扱い	担 当 部 会 名	住民部会	担 当 分 科 会 名	人権分科会
調 整 方 針 (案)	2 隣保館の運営については、国の運営要綱を踏まえ、現行のとおり新市に引き継ぐ。						
事 務 事 業 名	観 音 寺 市		大 野 原 町		豊 浜 町		
隣保館運営事業	施設管理委託 (警備委託、消防施設保守点検、清掃委託等) < 観音寺市ふれあい文化センター条例及び条例施行規則 > < (国)隣保館設置運営要綱 > < 香川県隣保館運営費補助金交付要綱 >		_____		_____		

協定項目番号	23-4	合 併 協 定 項 目	各種事務事業(人権擁護関係)の取扱い	担 当 部 会 名	住民部会	担 当 分 科 会 名	人権分科会
調 整 方 針 (案)	3 同和対策個人給付事業については、現行のとおり引き継ぎ、県の動向を見て新市において随時再編調整する。 4 同和対策社会福祉事業については、現行のとおり引継ぎ、新市において随時再編調整する。 5 同和対策小口融資貸付事業については、現行のとおり引継ぎ、新市において随時再編調整する。						
事 務 事 業 名	観 音 寺 市		大 野 原 町		豊 浜 町		
同和対策個人給付事業	1 同和対策就労事業 2. 就職支度金 3. 同和対策教育事業 4. 地域改善対策高等学校等奨学金貸付事業		_____		_____		
同和対策社会福祉事業	1. 保育所入所支度金・通所奨励費 2. 葬祭費助成		_____		_____		
同和対策小口融資資金貸付事業	1. 同和対策小口融資資金貸付事業		_____		_____		

協定項目番号	23-4	合併協定項目	各種事務事業(人権擁護関係)の取扱い	担当部会名	住民部会	担当分科会	人権分科会
--------	------	--------	--------------------	-------	------	-------	-------

先進事例

さぬき市	同和対策における各種施策は、国・県の基準により新市において、統一して実施する。ただし、地域改善対策就園就学奨励金及び隣保館の運営については、現行のとおりとする。 人権教育推進市町事業等は、市においても引き続き実施し、事業内容の充実を図る。
東かがわ市	人権(同和)対策関係事業については、これまでの取組の経緯を踏まえ、新市においても、次のとおり引き続き取り組むものとする。 宣言・議決、条例・規則、基本的計画の策定、行政組織の設置、啓発・教育組織の設置、団体への加入については、新市において速やかに取り組む。 法律による事業及び個人給付的事业については、国及び県の基準により新市において統一し、実施する。 人権問題に係る重要事項については、新市に移行後、速やかに計画を策定し、人権思想の高揚に努める。 公営住宅及び改良住宅の家賃は、新市に移行後も当分の間、現行のとおりとし、随時調整する。
江田島市	人権(同和)対策関係事業については、これまでの取組の経緯を踏まえ、新市においても、次のとおり引き続き取り組むものとする。 基本計画の策定等については、人権尊重憲章・宣言に基づき、新市において取り組む。 対策事業については、国・県・他市町村の動向を踏まえて、新市において調整する。 人権問題に係る重要事項については、新市において計画を策定し、人権思想の高揚に努める。
四国中央市	人権・同和教育施策については、これまでの取組の経緯を踏まえ、新市においても引き続き実施し、事業内容の充実をはかる。
丸亀市・綾歌町・飯山町 合併協議会	21世紀は「人権の世紀」と言われており、新市において、これまでの同和行政の成果を踏まえ、同和対策事業で培ってきた手法を生かしながら、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指し、人権・同和行政を積極的に推進していく。 1 1市2町で策定されている「人権教育のための国連10年」行動計画については、同和問題をはじめとする様々な人権課題に関する正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚を図るため、合併時まで調整する。 2 個人給付に係る同和対策事業については、香川県の基準により合併時に統一する。 3 隣保館及び児童館等の運営については、国の運営要綱等を踏まえ、地域性を生かし、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

協定項目番号	23-4	合併協定項目	各種事務事業(人権擁護関係)の取扱い	担当部会名	住民部会	担当分科会	人権分科会
--------	------	--------	--------------------	-------	------	-------	-------

関係法令

日本国憲法(抜粋)

前文 そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。

(基本的人権の享有)

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことができない永久の権利として、現在及び未来の国民に与えられる。

(自由・権利の保持の責任と濫用の禁止)

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

(個人の尊重)

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(法の下での平等・貴族制度の否認・栄典の授与)

第14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の授与は、いかなる特権も伴わない。栄誉の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者一代に限りその効力を有する。

同和对策審議会答申(抜粋) 昭和40年8月11日答申

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人も保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にて重大な社会問題である。同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し、同和地区に滞留する停滞的過剰人口を近代的な主要産業の生産過程に導入することにより生活の安定と地位の向上をはかることが、同和問題解決の中心的課題である。

協定項目番号	23-4	合併協定項目	各種事務事業(人権擁護関係)の取扱い	担当部会名	住民部会	担当分科会	人権分科会
--------	------	--------	--------------------	-------	------	-------	-------

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(抜粋) 平成12年12月6日

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要請に関する意識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状
 その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職場その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条の定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

協定項目番号	23-4	合併協定項目	各種事務事業(人権擁護関係)の取扱い	担当部会名	住民部会	担当分科会	人権分科会
--------	------	--------	--------------------	-------	------	-------	-------

香川県同和行政推進計画(抜粋) 平成14年3月策定

国においては、地対財特法の失効に伴い特別処置法に基づく同和対策事業が完了し、一般対策に移行することとなった。本県でも、地対財特法失効後は一般対策を有効かつ適切に活用することを基本として、同和行政の推進を図るものとする。なお、実態調査等の結果、残された課題があり、経過措置的に特別対策の実施を要する分野もあるが、これらについてもできるだけ早期に一般対策への移行を図る必要がある。

本計画は、県政運営の基本指針「香川県新世紀基本構想」で示された目標及び「同和対策の推進」の趣旨を踏まえ、地対財特法失効後の本県の同和行政の推進について、具体的な施策の方向を明らかにし、同和問題の解決を通じてすべての人々の人権が保障された人権尊重社会の構築に向けて策定するものである。

(同和行政の今後の基本的方向)

本県における今後の同和行政の推進に当たっては、地区住民の自立と自己実現を支援するという視点に立ち、地対協意見具申の趣旨を十分に踏まえ、一般対策を有効かつ適切に活用することを基本とする。その際、これまでの同和対策の成果が損なわれることのないよう十分配慮し取り組みに努める。

同和対策に対する正しい理解と認識の徹底を図るため、同和問題を人権問題における重要な柱としてとらえ、県民一人ひとりがこの問題を自分自身の課題としてとらえることができるよう、啓発に取り組んでゆく。

地区住民の生活の安定と向上を図るため、地域の実情に即し社会福祉、保健対策、雇用促進、環境改善などの諸施策を総合的に推進していく。

学校教育・社会教育において、同和問題についての理解と認識を深めるとともに地区児童生徒の進路指導の充実を図るため、同和教育を進んでいく。

隣保館の設置及び運営について(抜粋)

隣保館設置運営要領(厚生労働省平成15年3月28日付通知)

(目的)

隣保館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うものとする。

(設置及び運営主体)

隣保館は、市町村が設置し、運営する。